

避難情報の判断・伝達マニュアル (案)

令和 7 年 2 月
栗 東 市

目 次

1	総則	1
1-1	目的	1
1-2	位置づけ	1
1-3	避難情報の判断基準を定める自然災害	1
1-4	避難情報の種類	1
1-5	避難行動（安全確保行動）	3
1-6	避難情報の対象とする区域	5
1-7	業務フロー	7
2	情報の収集	8
2-1	雨量・水位情報の収集	8
2-2	地域情報の収集	10
3	避難情報の判断	11
3-1	情報整理	11
3-2	避難情報の判断	12
3-3	避難対象地区の判断	18
4	避難所等の開設	22
4-1	避難所等の開設の伝達	22
4-2	避難所開設準備及びその報告	22
4-3	避難誘導體制の確立	22
5	避難情報の伝達	23
5-1	避難情報の発令	23
5-2	避難情報の伝達手段、伝達先	25
6	避難情報の解除	26
6-1	避難情報の解除基準	26
6-2	避難情報の解除の伝達	26
資料編		1
1	避難情報の実施基準	1
2	洪水浸水想定区域	2
3	土砂災害警戒区域	4
4	気象予警報の種別および発表基準等	9
5	情報システムで提供される防災気象情報等	10
6	洪水・土砂災害の前兆現象チェックリスト	16
7	指定緊急避難場所及び指定避難所一覧	17
8	広報文例	19
9	災害危険区域に係る要配慮者利用施設	21
10	報告様式	24

1 総則

1-1 目的

本マニュアルは、大雨に起因する風水害が発生するおそれがある場合において、市が関係機関からの情報や自ら収集した情報等により、躊躇することなく高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下、「避難情報」という。）を発令し、速やかに居住者等に伝えるための具体的な業務手順を示すことを目的としている。

また、本マニュアルを適切に運用することにより、風水害から市民の生命を守ることを目的としている。

1-2 位置づけ

本マニュアルは、「栗東市地域防災計画」第3章災害応急対策計画の第3節「生命を守るための対策」のうち、避難情報の判断・伝達に関する業務手順を具体化したものとして位置づける。

また、本マニュアルは、随時、避難情報の判断、伝達業務に関わる職員で内容を検討し、適宜、見直しを行うものとする。

1-3 避難情報の判断基準を定める自然災害

本マニュアルにおいては、洪水により相当な損害が生じるおそれがあるとして国等で指定され、河川管理者が水位の観測等を行っている洪水予報河川^{※1}や水位周知河川^{※2}の氾濫による「水害」と「土砂災害」を対象として、避難情報の発令の判断基準を定める。

なお、水位を観測していない中小河川^{※3}の氾濫や内水氾濫^{※4}による浸水については、降雨データのみで避難情報の発令の判断基準を定めることが困難であることから、本マニュアルの対象としていないが、地域からの通報等により、避難情報を発令する場合がある。

※1 洪水予報河川

流域面積が大きく、洪水により相当な損害が生じるおそれがあるとして国や都道府県が指定した河川で、気象庁と河川管理者（国土交通省・滋賀県）との共同により水位や流量の予報が行われる河川

※2 水位周知河川

洪水により相当な損害が生じるものの、流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川で、現状の水位や流量の情報が提供される河川

※3 中小河川

洪水予報河川、水位周知河川に該当しない全ての河川

※4 内水氾濫

集中豪雨等により、側溝や下水道で処理しきれなくなった水が溢れ、建物や土地、道路等が浸水すること（河川の氾濫を「外水氾濫」という。）

1-4 避難情報の種類

災害により人的被害が発生する危険性が高まった時に、市はその危険度に応じて避難情報を発令し、市民に対して避難情報の種類に応じた適切な避難行動を求める。

なお、避難情報は、市長、県知事のほか、警察官、自衛官等が現場の状況に応じて発令することがあるが、本マニュアルでは、市長が実施する避難情報を対象とする。

⇒ 資料編「1 避難情報の実施基準」（p資料1）参照

表 1 - 1 避難情報の種類

災害の緊迫度	災害の緊迫度 高 極めて高い 高齢者等避難 避難指示 緊急安全確保 警戒レベル 3 警戒レベル 4 警戒レベル 5		
	避難情報の種類	高齢者等避難	避難指示
発令時の状況	災害により人的被害が発生するおそれがあり、災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況	災害により人的被害が発生する可能性が高まり、災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況	災害により人的被害が発生若しくは切迫※しており、居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況 ※切迫：災害が発生直前、または未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況
市民が取るべき行動	危険な場所から高齢者等は避難 ● 高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難または屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅または施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ● 高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。 例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	危険な場所から全員避難 ● 立退き避難 （指定緊急避難場所への移動や近隣の高い建物等への移動） ● 屋内安全確保 （建物内の安全な場所での待避）	命の危険 直ちに安全確保！ ● 立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

1－5 避難行動（安全確保行動）

避難行動とは、数分から数時間後に起こるかもしれない災害から「生命または身体を保護するための行動」である。

（１）避難行動の分類（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）

次の全ての行動が避難行動であるが、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難する「立退き避難」が避難行動の基本である。

「立退き避難」、「屋内安全確保」、「緊急安全確保」について表１－２のとおり整理する。

表１－２ 避難行動の整理表

避難行動	避難先	リードタイム確保の有無	避難情報	災害種別
緊急安全確保	安全とは限らない自宅・施設等、近隣の建物（適切な建物が近隣にあると限らない）	リードタイムを確保できないと考えられる時にとらざるを得ない行動	警戒レベル５ 緊急安全確保	洪水等 土砂災害
警戒レベル４までに必ず避難				
立退き避難	安全な場所 ・指定緊急避難場所、自主避難先（親戚・知人宅、ホテル・旅館等）等	リードタイムを確保可能な時にとるべき行動	警戒レベル３ 高齢者等避難 警戒レベル４ 避難指示	洪水等 土砂災害
屋内安全確保	安全な自宅・施設等 ・安全な上階へ移動、安全な上層階に留まる等	リードタイムを確保可能な時にとるべき行動	警戒レベル３ 高齢者等避難 警戒レベル４ 避難指示	洪水等

（２）災害種別毎の避難行動の特徴

災害種別毎の避難行動の特徴は、表１－３のとおりであるが、避難情報の発令時には、あらかじめ定めた指定緊急避難場所及び指定避難所への避難とともに、屋外が危険な場合は、屋内安全確保※をとることを併せて伝達する。

また、台風の接近に伴い、気象警報や特別警報が発表または発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う。

※土砂災害は自宅・施設等が外力により倒壊するおそれがあるため立退き避難が原則

表 1－3 災害種別毎の避難行動の特徴

洪水等
①河川が氾濫した場合に、氾濫流が家屋流失をもたらすおそれがある場合や、山間部等の流速が速いところで、河岸侵食や氾濫流が家屋流失をもたらすおそれがある場合（家屋倒壊等氾濫想定区域） ②浸水深が深く、居室が浸水するおそれがある場合や、地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合 ③浸水が長期間継続するおそれがある場合
土砂災害
土砂災害警戒区域等の住民等の避難行動は「立退き避難」が基本である。これは、土砂災害が突発的に発生することが多く発生してから避難することは困難であるとともに、木造住宅を流失・全壊させるほどの破壊力を有しているため、屋内で身の安全を確保することができるとは限らないためである。

1-6 避難情報の対象とする区域

本マニュアルにおいては、水害、土砂災害ともに「大字・町丁目等」を単位として避難情報を発令する。

(1) 洪水等の避難対象区域

洪水等に関する避難情報の対象となる区域は、洪水予報河川、水位周知河川の氾濫を想定した洪水浸水想定区域を基本として設定する。

洪水等の避難情報の発令対象となる区域は、洪水浸水想定区域が所在する大字・町丁目等で表1-4のとおりである。

なお、洪水浸水想定区域外に居住する住民であっても、中小河川の氾濫や内水氾濫により、避難行動をとることが必要な場合があることに留意する。

表1-4 洪水等の避難情報の発令対象となる地域

対象河川	避難を要する地域
【洪水予報河川】 野洲川下流	上鉤、下鉤、伊勢落、林、出庭、辻、高野、六地藏、小野、手原 1～8 丁目、中沢 1・3 丁目、大橋 1～7 丁目、蜂屋、野尻、縶 1～10 丁目、苅原、笠川、小平井 1～4 丁目、霊仙寺 1～6 丁目、北中小路、十里
【水位周知河川】 草津川	下戸山、岡、目川、坊袋、川辺、安養寺 6～8 丁目、小柿 1～10 丁目、中沢 1～3 丁目、上鉤、下鉤、御園、上砥山、井上、東坂、観音寺、縶 4～6 丁目、苅原、笠川、小平井 1～4 丁目、霊仙寺 1～6 丁目、十里

⇒ 資料編「2 洪水浸水想定区域」(p 資料 2～3) 参照

(2) 土砂災害の避難対象区域

避難情報の対象となる区域は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域を基本とし、土砂災害は命を脅かすことが多いことから、その全ての区域において立退き避難することを原則とする。

土砂災害の避難情報の発令対象となる区域は、土砂災害警戒区域等が所在する大字・町丁目等で表1-5のとおりである。

避難情報が発令された場合は、発令対象学区等の住民のうち、居住地が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に所在する住民は、自らの居住地等の状況に応じた避難行動（立退き避難、緊急安全確保）をとる必要がある。

表 1－5 土砂災害の避難情報の発令対象となる地域

避難を要する地域	想定される災害
御園	土石流、急傾斜地崩壊
上砥山	土石流、急傾斜地崩壊
荒張	土石流、急傾斜地崩壊
井上	土石流、急傾斜地崩壊
東坂	土石流、急傾斜地崩壊
観音寺	土石流、急傾斜地崩壊、地すべり
下戸山	急傾斜地崩壊
六地藏	土石流、急傾斜地崩壊
伊勢落	土石流、急傾斜地崩壊

⇒ 資料編「3 土砂災害警戒区域」(p 資料 4～6) 参照

(3) 複数の災害を考慮すべき地域

地域によっては、洪水、土砂災害等の複数の災害からの立退き避難を想定すべきところがあり、それぞれの災害のリスクに応じて避難を行う。

また、複数の河川からの浸水が想定される地域においては、複数の河川からの浸水が同じ降雨で発生することも想定し、全ての浸水深のうち最も大きい浸水深を基準にして、立退き避難等の避難行動をとる。

1-7 業務フロー

大雨注意報や大雨警報、河川水位情報などの気象情報をきっかけに災害配備体制が確立されたとき、概ね次の流れで避難情報の発令を判断し、その情報を伝達する。

情報の収集

- 雨量・水位情報の収集 (→ 2-1)
- 地域情報の収集 (→ 2-2)

避難情報の判断

- 情報整理 (→ 3-1)
- 避難情報の判断 (→ 3-2)
- 避難対象地区の判断 (→ 3-3)

避難所等の開設

- 避難所の開設の伝達 (→ 4-1)
- 避難所開設準備及びその報告 (→ 4-2)
- 避難誘導体制の確立 (→ 4-3)

避難情報の伝達

- 避難情報の発令 (→ 5-1)
- 避難情報の伝達手段・伝達先 (→ 5-2)

避難情報の発令解除

- 避難情報の解除基準 (→ 6-1)
- 避難情報の解除の伝達 (→ 6-2)

2 情報の収集

市は、大雨注意報や大雨警報、河川水位情報などの気象等に関する情報をきっかけに災害配備体制（水防体制を含む）を確立し、地域防災計画（水防計画）に基づき、雨量・水位等の情報を収集する。

2-1 雨量・水位情報の収集

危機管理課、土木交通課（災害警戒本部・災害対策本部体制時は本部事務局、土木交通班）は、彦根地方气象台、琵琶湖河川事務所、県から伝達される気象または水防に関する情報（気象警報・注意報、洪水予報、水防警報、水位情報等）を整理するほか、次により雨量・水位情報を入手する。

（1）収集方法

- ・滋賀県土木防災情報システム (<https://www.shiga-bousai.jp/>)
- ・滋賀県防災ポータル (<https://dis-shiga.jp/pc/topdis-shiga.html>)
- ・気象庁ホームページ (<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>)
- ・国土交通省防災情報提供センター
(<https://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>)
- ・国土交通省市町村向け川の防災情報
(https://city.river.go.jp/title_city.html)
- ・その他

⇒ 資料編「4 気象予警報の種別および発表基準等」（p 資料 9）参照

（2）収集内容

- ア 警報・注意報
栗東市及び周辺地域での警報や注意報の発表状況
- イ 天気予報
今後の天気に関する情報
- ウ 土砂災害警戒情報
本市あるいは周辺地域での土砂災害警戒情報の発令状況
- エ 雨量情報、川の防災情報
上砥山及び観音寺観測所ほか周辺地域の降雨量
- オ 解析雨量・降水短時間予報
今後の雨量に関する予測情報
- カ 洪水予報
野洲川の洪水予報の発表状況
- キ 水位観測所の情報
目川及び上鉤池橋の水位観測所ほか市上流域の河川水位情報

表 2-1 雨量観測施設

観測所名	設置場所	区分	管理者
上砥山	金勝川	テレメータ	南部土木事務所
観音寺	観音寺	テレメータ	南部土木事務所
栗東	栗東市役所	自記記録計	栗東市
栗東 I C	名神高速道路栗東 I C	テレメータ	西日本高速道路(株)
観音寺	観音寺公民館	自記記録計	観音寺自治会長

表 2-2 水位観測所

河川名	設置箇所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	責任者
葉山川	上鈎池橋	0.53	0.95	—	—	栗東市土木交通課
	上鈎池橋	0.53	0.95	—	—	南部土木事務所
金勝川	下戸山	河岸高の 5 割程度以上の水位		—	—	栗東市土木交通課
	下戸山	1.2	2.6	—	—	南部土木事務所
野洲川	野洲川橋 下流左岸 300m 地点	2.5	3.5	4.3	4.8	琵琶湖河川事務所

⇒ 資料編「5 情報システムで提供される防災気象情報等」(p 資料 10~14) 参照

2-2 地域情報の収集

危機管理課、土木交通課（災害警戒本部・災害対策本部体制時は本部事務局、土木交通班）は、次の方法などにより、現場でしか分からない地域固有の情報を入手し、把握する。

（１）巡視などによる地域情報

地域防災計画（水防計画）にもとづき、配備した消防団や関係地元自治会等による河川や周辺状況の巡視により確認された地域情報について報告を受ける。また、必要に応じて、ヒアリングや現地確認を実施し、併せて市によるパトロールを実施する。

（２）関係機関との情報交換

次の各関係機関と連絡を取り合い、相互に把握している関連情報の交換を行い、河川水位や周辺のがけや山腹などの変状に関する情報を入手する。

表 2-3 関係機関の連絡先

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	備考
彦根地方气象台	防災管理官室	彦根市城町 2-5-25	0749-22-6142	
滋賀県庁	防災危機管理局	大津市京町 4-1-1	077-528-3432	勤務時間内
	県庁守衛室		077-528-3993	勤務時間外
滋賀県警察	草津警察署	草津市野村 3-1-11	077-563-0110	
南部土木事務所	管理調整課	草津市草津 3-14-75	077-567-5432	
湖南広域消防局	中消防署	栗東市小柿 3-1-1	077-552-0119	
草津市	危機管理課	草津市草津 3-13-30	077-561-2325	
守山市	危機管理課	守山市吉身 2-5-22	077-582-1119	
野洲市	危機管理課	野洲市小篠原 2100-1	077-587-6089	
湖南市	危機管理・防災課	湖南市中央 1-1	0748-71-2311	

（３）住民からの通報などによる地域情報

（１）、（２）のほか、市に寄せられる住民からの通報による地域の異常現象や災害関連情報について、関係各課より情報収集する。

3 避難情報の判断

避難情報の判断は、原則、市長（災害対策本部体制時は本部長）が行うが、必要に応じて、彦根地方气象台や国土交通省琵琶湖河川事務所、県に助言を求める。

また、避難対象地区の判断も同様とする。

3-1 情報整理

危機管理課（災害警戒本部・災害対策本部体制時は本部事務局）は、収集した各種情報をもとに、避難情報の判断基準となる情報を整理し、市長（災害対策本部体制時は本部長）に情報整理結果を報告する。

（1）発表されている気象警報等

市域に次の気象情報や洪水予報等が発表されているかどうかを整理する。

- ・警報または特別警報（大雨、洪水、暴風）
- ・土砂災害警戒情報
- ・記録的短時間大雨情報
- ・野洲川洪水予報

（2）雨量

市及び市周辺の雨量計における、時間雨量、日雨量、累計雨量等の観測値を整理する。

また、短時間雨量予測などにより、今後も雨が降り続くのかどうかを整理する。

（3）水位

市及び市周辺の水位観測所において、次の情報が確認されているかどうかを整理する。

- ・水防団待機水位を超過
- ・氾濫注意水位を超過
- ・避難判断水位を超過
- ・氾濫危険水位を超過

（4）周辺状況

巡視などによる地域情報や住民からの通報などによる地域情報について、「洪水害・土砂災害の前兆現象チェックリスト」を利用し、前兆現象が確認されているかどうかを整理する。

⇒ 資料編「6 洪水害・土砂災害の前兆現象チェックリスト」（p資料16）参照

3-2 避難情報の判断

市長（災害対策本部体制時は本部長）は、収集した各種情報を参考に、避難情報の判断基準（洪水等に関する避難情報発令の判断基準、土砂災害に関する避難情報発令の判断基準）となる情報と照らし合せて、発令する避難情報の種類、避難対象地区、避難先を決定する。

なお、避難情報の種類の判断には、表3-1に示す「避難情報と防災気象情報の関係」を参考にする。

また、危機管理課（災害警戒本部・災害対策本部体制時は本部事務局）は、必要に応じて、表3-2に示す関係機関の助言を求め、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）を総合的に勘案して、避難情報の種類、対象地域、避難先等を判断し、市長（災害対策本部体制時は本部長）に具申する。

表3-1 避難情報と防災気象情報の関係

警戒レベル相当情報	行動を促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報			
	避難情報等	洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報
		水位情報がある場合	水位情報がない場合	内水氾濫に関する情報	
5相当	○緊急安全確保	○氾濫発生情報 危険度分布：黒 (氾濫している可能性)	○大雨特別警報（浸水害）※ 危険度分布：黒 (災害切迫)	—	○大雨特別警報（土砂災害）※ 危険度分布：黒 (災害切迫)
4相当	○避難指示	○氾濫危険情報 危険度分布：紫 (氾濫危険水位超過相当)	危険度分布：紫 (危険)	○内水氾濫危険情報 (水位周知下水道において発表される情報)	○土砂災害警戒情報 危険度分布：紫 (危険)
3相当	○高齢者等避難	○氾濫警戒情報 危険度分布：赤 (避難判断水位超過相当)	○洪水警報 危険度分布：赤 (警戒)	—	○大雨警報（土砂災害） 危険度分布：赤 (警戒)
2相当	○洪水大雨注意報	○氾濫注意情報 危険度分布：黄 (氾濫注意水位超過)	危険度分布：黄 (注意)	—	危険度分布：黄 (注意)
1相当	○早期注意情報	—	—	—	—

※水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報（浸水害）の対象としている。

表 3 - 2 助言を求める機関

機関名	電話番号	助言を求める事項
彦根地方気象台 防災管理官室	0749-22- 6142	気象等に関する事
国土交通省近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所野洲川出張所	077-582- 3279	野洲川下流の洪水等に関する事
滋賀県 防災危機管理局	077-528- 3432	災害全般に関する事
滋賀県土木交通部 流域政策局	077-528- 4152	水害に関する事
滋賀県土木交通部 砂防課	077-528- 4192	土砂災害に関する事
滋賀県南部土木事務所 河川砂防課	077-567- 5442	野洲川上流及び杣川、草津川、 土砂災害に関する事

(1) 洪水等の避難情報の発令基準

洪水等に関する避難情報の判断基準は、防災気象情報や河川管理者から提供される水位情報と現地で確認される異常現象等を参考に設定する。

洪水予報河川（野洲川）、水位周知河川（草津川）の避難情報の判断基準は、表 3 - 3、3 - 4 に示す。

また、市内のその他河川等の避難情報の判断基準を表 3 - 5 に示す。

なお、その他河川等のうち、河川や宅地の状況等から、居室や多数の人が利用する施設や空間に影響を及ぼさないと考えられる小河川等については、基本的に避難情報の発令対象としない。

(2) 土砂災害に関する避難情報の判断基準

土砂災害に関する避難情報の判断基準は、防災気象情報や土砂災害警戒情報とそれを補完する土砂災害危険度情報や現地で確認される前兆現象を参考に設定する。

土砂災害の避難情報の判断基準は、表 3 - 6 に示す。

表 3-3 洪水予報河川（野洲川下流）に関する避難情報の判断基準

情報区分	発令判断基準
警戒レベル3 高齢者等避難	次のいずれか1つに該当する場合に発令する。 ○指定河川洪水予報により、野洲川の野洲水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である4.3mに達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇する予測が発表されている場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、野洲川の野洲水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されているとき（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合） ○国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 ○堤防に軽微な漏水・侵食等が発見されたとき ○警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令）
警戒レベル4 避難指示	次のいずれか1つに該当する場合に発令する。 ○指定河川洪水予報により、野洲川の野洲水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である4.8mに達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表されたとき ○野洲川の野洲水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である4.8mに到達していないものの、野洲川の野洲水位観測所の水位が氾濫開始相当水位である5.995mに到達することが予想されるとき（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（または背後地盤高）に到達することが予想される場合） ○国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 ○堤防に異常な漏水・侵食等が発見されたとき ○警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令） ○警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
警戒レベル5 緊急安全確保	次のいずれか1つに該当する場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市が必ず把握できるとは限らないこと等から、必ず発令される情報ではない。 （災害が切迫） ○野洲川の野洲水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である5.995mに到達したとき（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（または背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） ○国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 ○堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき ○樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえないとき（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） （災害発生を確認） ○堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合）

表 3 - 4 水位周知河川（草津川）に関する避難情報の判断基準

情報区分	発令判断基準
警戒レベル3 高齢者等避難	次のいずれか1つに該当する場合に発令する。 ○草津川の西矢倉水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である3.4mに達したとき ○洪水警報が発表され、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがあるとき ①草津川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現したとき ②金勝川の目川水位観測所の水位が氾濫注意水位である2.6mを超えているとき ③金勝川の目川水位観測所上流で大量または強い降雨が見込まれるとき ○堤防に軽微な漏水・侵食等が発見されたとき ○警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令）
警戒レベル4 避難指示	次のいずれか1つに該当する場合に発令する。 ○草津川の西矢倉水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）である4.3mに達したとき ○草津川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現したとき ○堤防に異常な漏水・侵食等が発見されたとき ○警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令） ○警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
警戒レベル5 緊急安全確保	次のいずれか1つに該当する場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市が必ず把握できるとは限らないこと等から、必ず発令される情報ではない。 （災害が切迫） ○草津川の西矢倉水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である4.57mに到達したとき ○草津川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現したとき ○堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき ○樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえないとき （災害発生を確認） ○堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき（水防団等からの報告により把握できた場合）

表 3-5 その他河川等に関する避難情報の判断基準

情報区分	発令判断基準
警戒レベル 3 高齢者等避難	次のいずれか 1 つに該当する場合に発令する。 ○洪水警報が発表され、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがあるとき ①河川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」（警戒レベル 3 相当情報[洪水]）が出現したとき ②市域及び市域上流で大量または強い降雨が見込まれるとき ○堤防に軽微な漏水・侵食等が発見されたとき ○警戒レベル 3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令）
警戒レベル 4 避難指示	次のいずれか 1 つに該当する場合に発令する。 ○河川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル 4 相当情報[洪水]）が出現したとき ○堤防に異常な漏水・侵食等が発見されたとき ○警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令） ○警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
警戒レベル 5 緊急安全確保	次の場合に発令する。ただし、災害が発生している状況において、その状況を市が必ず把握できるとは限らないこと等から、必ず発令される情報ではない。 ○堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき（水防団等からの報告により把握できた場合）

表 3 - 6 土砂災害に関する避難情報の判断基準

情報区分	発令判断基準
警戒レベル 3 高齢者等避難	次のいずれか 1 つに該当する場合に発令する。 ○大雨警報（土砂災害）（警戒レベル 3 相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル 3 相当情報[土砂災害]）となったとき ○数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定されるとき ○警戒レベル 3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル 3 相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など（夕刻時点で発令）
警戒レベル 4 避難指示	次のいずれか 1 つに該当する場合に発令する。 ○土砂災害警戒情報（警戒レベル 4 相当情報[土砂災害]）が発表されたとき ○土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル 4 相当情報[土砂災害]）となったとき ○警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令） ○警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ○土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化、斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等へのクラック等）が発見されたとき
警戒レベル 5 緊急安全確保	次のいずれか 1 つに該当する場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市が必ず把握できるとは限らないこと等から、必ず発令される情報ではない。 （災害が切迫） ○大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル 5 相当情報[土砂災害]）が発表されたとき ○土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル 5 相当情報[土砂災害]）となったとき （災害発生を確認） ○土砂災害の発生が確認されたとき

※ 地域の特性や前兆現象及び気象状況に応じて、人の生命または財産を保護し、被害の拡大を防止するために特に必要があると認められる場合には、上記の避難基準に達していない場合においても、避難情報の発令を行う。

※ 土砂災害警戒情報が発表された場合の詳細情報は、インターネットで確認する。
 (<https://www.shiga-bousai.jp/>)

3-3 避難対象地区の判断

避難情報の発令を判断したとき、災害が及ぶと予想される避難対象地区を選定する。

避難対象地区は、それぞれ用いた避難情報の判断基準ごとに設定し、原則、洪水等の場合は、洪水浸水想定区域に係る地域、土砂災害の場合は、土砂災害警戒区域に係る地域を避難対象地区とする。

(1) 洪水予報河川（野洲川下流）に関する避難対象地区

避難情報は、野洲川下流洪水浸水想定区域に係る表3-7に示す避難対象地区に発令し、避難先は、概ねそれぞれの地域が含まれる小学校区の避難所等を想定する。

表3-7 洪水予報河川（野洲川下流）に関する避難対象地区

避難対象地区	学区	避難所等
上鉤	治田	◎治田小学校 ◎コミュニティセンター治田 ○栗東市民体育館 ○聾話学校
下鉤、中沢1・3丁目	治田西	◎治田西小学校 ◎コミュニティセンター治田西 ○治田西幼稚園（幼児園） ○治田西保育園（幼児園） ○治田西スポーツセンター ○栗東市ゆうあいの家（老人福祉センター）・治田西児童館
伊勢落、林（国道1号以南）、高野、六地藏、小野、手原1～8丁目	葉山東	◎葉山東小学校 ◎コミュニティセンター葉山東 ○葉山東幼稚園（幼児園） ○葉山東保育園（幼児園） ○※葉山中学校 ○葉山東児童館 ○国際情報高等学校 ○栗東高等学校
大橋1～7丁目、林（国道1号以北）、出庭、辻	葉山	◎※葉山小学校 ◎※コミュニティセンター葉山 ○※葉山幼稚園（幼児園） ○※栗東市やすらぎの家（老人福祉センター）
荏原、笠川、縹4～10丁目、北中小路	大宝	◎※大宝小学校 ◎※コミュニティセンター大宝 ○※大宝こども園 ○※栗東西中学校
蜂屋、野尻、縹1～3丁目	大宝東	◎※大宝東小学校 ○※栗東芸術文化会館
小平井1～4丁目、霊仙寺1～6丁目、十里	大宝西	◎※大宝西小学校 ◎※コミュニティセンター大宝西 ○※大宝西幼稚園 ○大宝西保育園 ○ひだまりの家 ○十里体育館

◎避難情報の発令時に開設

○避難者の状況に応じて開設

※浸水が想定されるときは施設の2階以上を利用

(2) 水位周知河川（草津川）に関する避難対象地区

避難情報は、草津川洪水浸水想定区域に係る表3-8に示す避難対象地区に発令し、避難先は、概ねそれぞれの地域が含まれる小学校区の避難所等を想定する。

表3-8 水位周知河川（草津川）に関する避難対象地区

避難対象地区	学区	避難所等
御園、井上、東坂、観音寺	金勝	◎金勝小学校 ◎コミュニティセンター金勝 ○金勝こども園 ○金勝第2保育園（幼児園） ○金勝児童館 ○JRA・トレセン厚生会館
岡、目川、坊袋、川辺、上鉤	治田	◎※治田小学校 ◎※コミュニティセンター治田 ○※栗東市民体育館 ○※豊話学校
下戸山、上砥山、安養寺 6～8丁目	治田東	◎治田東小学校 ◎コミュニティセンター治田東 ○※栗東中学校 ○治田東こども園 ○※学習支援センター ○栗東市総合福祉保健センター（なごやかセンター）・治田東児童館
下鉤、小柿 1～10 丁目、中沢 1～3 丁目	治田西	◎※治田西小学校 ◎※コミュニティセンター治田西 ○※治田西幼稚園（幼児園） ○※治田西保育園（幼児園） ○※治田西スポーツセンター ○※栗東市ゆうあいの家（老人福祉センター）・治田西児童館
荻原、笠川、縷 4～6 丁目	大宝	◎※大宝小学校 ◎※コミュニティセンター大宝 ○※大宝こども園 ○※栗東西中学校
小平井 1～4 丁目、霊仙寺 1～6 丁目、十里	大宝西	◎※大宝西小学校 ◎※コミュニティセンター大宝西 ○※大宝西幼稚園 ○大宝西保育園 ○ひだまりの家 ○十里体育館

◎避難情報の発令時に開設

○避難者の状況に応じて開設

※浸水が想定されるときは施設の2階以上を利用

(3) その他河川等に関する避難対象地区

避難情報は、県が公表している地先の安全度マップ（200年確率）をもとに表3-9に示す避難対象地区に発令し、避難先は、概ねそれぞれの地域が含まれる小学校区の避難所等を想定する。

表 3-9 その他河川等に関する避難対象地区

避難対象地区	学区	避難所等
御園、荒張、東坂	金勝	◎金勝小学校 ◎コミュニティセンター金勝 ○金勝こども園 ○金勝第2保育園（幼児園） ○金勝児童館 ○JRA・トレセン厚生会館
岡、目川、坊袋、川辺、上鉤	治田	◎※治田小学校 ◎※コミュニティセンター治田 ○※栗東市民体育館 ○※豊話学校
下戸山、上砥山、安養寺 1～8 丁目	治田東	◎治田東小学校 ◎コミュニティセンター治田東 ○※栗東中学校 ○治田東こども園 ○※学習支援センター ○栗東市総合福祉保健センター（なごやかセンター）・治田東児童館
下鉤、小柿 1～10 丁目、中沢 1～3 丁目	治田西	◎※治田西小学校 ◎※コミュニティセンター治田西 ○※治田西幼稚園（幼児園） ○※治田西保育園（幼児園） ○※治田西スポーツセンター ○※栗東市ゆうあいの家（老人福祉センター）・治田西児童館
伊勢落、林（国道1号以南）、高野、六地藏、小野、手原 1～8 丁目	葉山東	◎葉山東小学校 ◎コミュニティセンター葉山東 ○葉山東幼稚園（幼児園） ○葉山東保育園（幼児園） ○※葉山中学校 ○葉山東児童館 ○国際情報高等学校 ○栗東高等学校
大橋 1～7 丁目、林（国道1号以北）、出庭、辻	葉山	◎※葉山小学校 ◎※コミュニティセンター葉山 ○※葉山幼稚園（幼児園） ○※栗東市やすらぎの家（老人福祉センター）
荻原、笠川、縹 4～10 丁目	大宝	◎※大宝小学校 ◎※コミュニティセンター大宝 ○※大宝こども園 ○※栗東西中学校
蜂屋、野尻、縹 1～3 丁目	大宝東	◎※大宝東小学校 ○※栗東芸術文化会館
小平井 1～4 丁目、霊仙寺 1～6 丁目、十里	大宝西	◎※大宝西小学校 ◎※コミュニティセンター大宝西 ○※大宝西幼稚園 ○大宝西保育園 ○ひだまりの家 ○十里体育館

◎避難情報の発令時に開設

○避難者の状況に応じて開設

※浸水が想定されるときは施設の2階以上を利用

(4) 土砂災害に関する避難対象地区

避難情報は、土砂災害警戒区域に係る表3-10に示す避難対象地区に発令し、避難先は、概ねそれぞれの地域が含まれる小学校区の避難所等を想定する。

表3-10 土砂災害の避難施設の想定

避難対象地区	学区	避難所等
御園、荒張、井上、東坂、観音寺	金勝	◎金勝小学校 ◎コミュニティセンター金勝 ○金勝こども園 ○金勝第2保育園（幼児園） ○金勝児童館 ○JRA・トレセン厚生会館
上砥山、下戸山	治田東	◎栗東中学校 ◎コミュニティセンター治田東 ○治田東こども園 ○学習支援センター ○栗東市総合福祉保健センター（なごやかセンター）・治田東児童館
六地藏、伊勢落	葉山東	◎葉山東小学校 ◎コミュニティセンター葉山東 ○葉山東幼稚園（幼児園） ○葉山東保育園（幼児園） ○葉山中学校 ○葉山東児童館 ○国際情報高等学校 ○栗東高等学校

◎避難情報の発令時に開設

○避難者の状況に応じて開設

4 避難所等の開設

市長（災害対策本部体制時は本部長）が避難情報の発令や避難対象地区を判断した場合、市は、避難対象地区にある指定緊急避難場所または指定避難所（以下、「避難所等」という）を開設する。

なお、緊急時には、避難所等の開設状況に関わらず、避難情報を発令する。

また、避難所等の開設・運営の詳細は避難所運営マニュアルによる。

4－1 避難所等の開設の伝達

避難情報の発令及び避難対象地区が決定されたとき、危機管理課（災害警戒本部・災害対策本部体制時は本部事務局）は、避難対象地区にある避難所等の施設管理者（勤務時間外は、施設管理者または対策支部職員）に、避難所等の開設を伝達する。

⇒ 資料編「7 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧」（p 資料 17～18）参照

4－2 避難所開設準備及びその報告

避難所等の開設に関する連絡を受けた施設管理者（勤務時間外は、施設責任者または対策支部職員）は、相互に連携を図りながら、避難所運営マニュアルなどに従い、施設の安全確認や周辺地区の被災状況などを把握のうえ、避難所等の開設準備を実施し、受け入れ態勢が整ったら、その旨を危機管理課（災害警戒本部・災害対策本部体制時は本部事務局）に報告する。

4－3 避難誘導体制の確立

避難所等の開設準備が整ったとき、危機管理課（災害警戒本部・災害対策本部体制時は本部事務局）は、草津警察署、湖南広域消防局中消防署、消防団、自治会（自主防災組織）と連携し、避難誘導体制を確立する。

5 避難情報の伝達

市長（災害対策本部体制時は本部長）が避難情報の発令を判断したときは、市は、次の要領で市民、要配慮者・福祉関係機関、防災関係機関等に避難情報の伝達を行う。

5－1 避難情報の発令

本部事務局は、秘書広報班、自治振興班、福祉部各班と連携して、避難情報の種類や緊急度に応じて市民、要配慮者・福祉関係機関、防災関係機関等に避難情報の伝達を行う。

伝達内容は、発令日時、発令者、対象地域及び対象者、避難すべき理由、危険の度合い、警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示、警戒レベル5緊急安全確保の別、避難の時期、避難場所、避難の経路（通行不能箇所）、住民のとりべき行動や注意事項等とする。

住民のとりべき行動は、表5－1を参考に避難情報（警戒レベル）に応じて、その内容を付記する。

また、立退き避難がより危険を招くと判断されるときは、緊急安全確保に関する措置をとる旨を併せて付記する。

表 5 - 1 避難情報と住民がとるべき行動

避難情報等	発令される状況	住民がとるべき行動等
【警戒レベル 5】 緊急安全確保	災害発生または切迫 (必ず発令される情報ではない)	○命の危険 直ちに安全確保！ ・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない
【警戒レベル 4】 避難指示	災害のおそれ高い	○危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難または屋内安全確保）する。
【警戒レベル 3】 高齢者等避難	災害のおそれあり	○危険な場所から高齢者等は避難。 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難または屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅または施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル 2】 大雨・洪水・高潮 注意報	気象状況悪化	○自らの避難行動を確認。 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル 1】 早期注意情報	気象状況悪化のおそれ	○災害への心構えを高める。 ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める

5-2 避難情報の伝達手段、伝達先

避難情報の伝達手段は、避難情報の種類や緊急度に応じて検討し、必要に応じた広報実施体制を確立する。

なお、避難情報の伝達手段は、伝達先別に概ね次の役割分担で実施する。

また、あらかじめ広報文例を準備し、複数の伝達手段を用いて、避難情報を伝達する。

⇒ 資料編「8 広報文例」(p 資料 19~20) 参照

(1) 市民に対する伝達

ア 市全域など広域を対象とするとき

- ・ 同報系防災行政無線 (担当: 本部事務局)
- ・ メール配信 (担当: 本部事務局)
- ・ 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対する発表
(担当: 本部事務局、広報班)
- ・ 広報車による巡回広報 (担当: 広報班)
- ・ ホームページ (担当: 広報班)
- ・ Lアラート (情報班)
- ・ 関係自治会長 (担当: 自治振興班)
- ・ その他

イ 特定の地域を対象とするとき

- ・ 同報系防災行政無線 (担当: 本部事務局)
- ・ 自治会長による伝達組織を利用した広報 (担当: 自治振興班)
- ・ 広報車による巡回広報 (担当: 広報班)
- ・ その他

(2) 避難対象地域の要配慮者、福祉関係機関に対する伝達

- ・ 災害時避難行動要支援者登録者へ連絡 (担当: 健康福祉部各班)
- ・ 市社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の避難支援者へ連絡
(担当: 健康福祉部各班)
- ・ 災害危険区域に係る要配慮者利用施設の施設管理者へ連絡 (担当: 各部各班)

⇒ 資料編「9 災害危険区域に係る要配慮者利用施設」(p 資料 21~23) 参照

(3) 防災関係機関に対する伝達

本部事務局は、避難情報を発令したときは、指定の報告様式に必要事項を記入し、放送事業者、地域放送局、県(防災危機管理局)、南部土木事務所などへFAXにより送付するとともに、県防災情報システムにその旨入力する。

また、その他、湖南広域消防局中消防署、草津警察署、消防団、琵琶湖河川事務所等へ連絡する。

⇒ 資料編「10 報告様式」(p 資料 24) 参照

6 避難情報の解除

避難情報の解除判断は、原則、本部長が行うが、適宜、本部会議に諮り、その審議内容を参考とする。

また、避難解除対象地区の判断も同様とする。

6－1 避難情報の解除基準

本部事務局は、収集した各種情報をもとに、避難情報の発令解除となる情報を整理し、災害対策本部に避難情報の発令解除について具申を行う。

避難情報の解除は、原則、次に示す基準に基づいて行う。

ただし、必要に応じて、災害対策基本法第61条の2の規定に基づき、表3－2に示す関係機関に助言を求める。

(1) 洪水

ア 洪水予報河川、水位周知河川

水位が氾濫危険水位（レベル4水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除する。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除する。

イ その他河川等

当該河川または下水道の水位が十分に下がり、かつ、その他河川等については当該河川の洪水警報の危険度分布で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合、下水道については降雨がほとんど予想されていない場合を基本として、解除する。

(2) 土砂災害

土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が解除された段階を基本とするが、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断する。

6－2 避難情報の解除の伝達

避難情報解除の伝達は、5－2で示した同様の手段によって、伝達を行う。

資料編

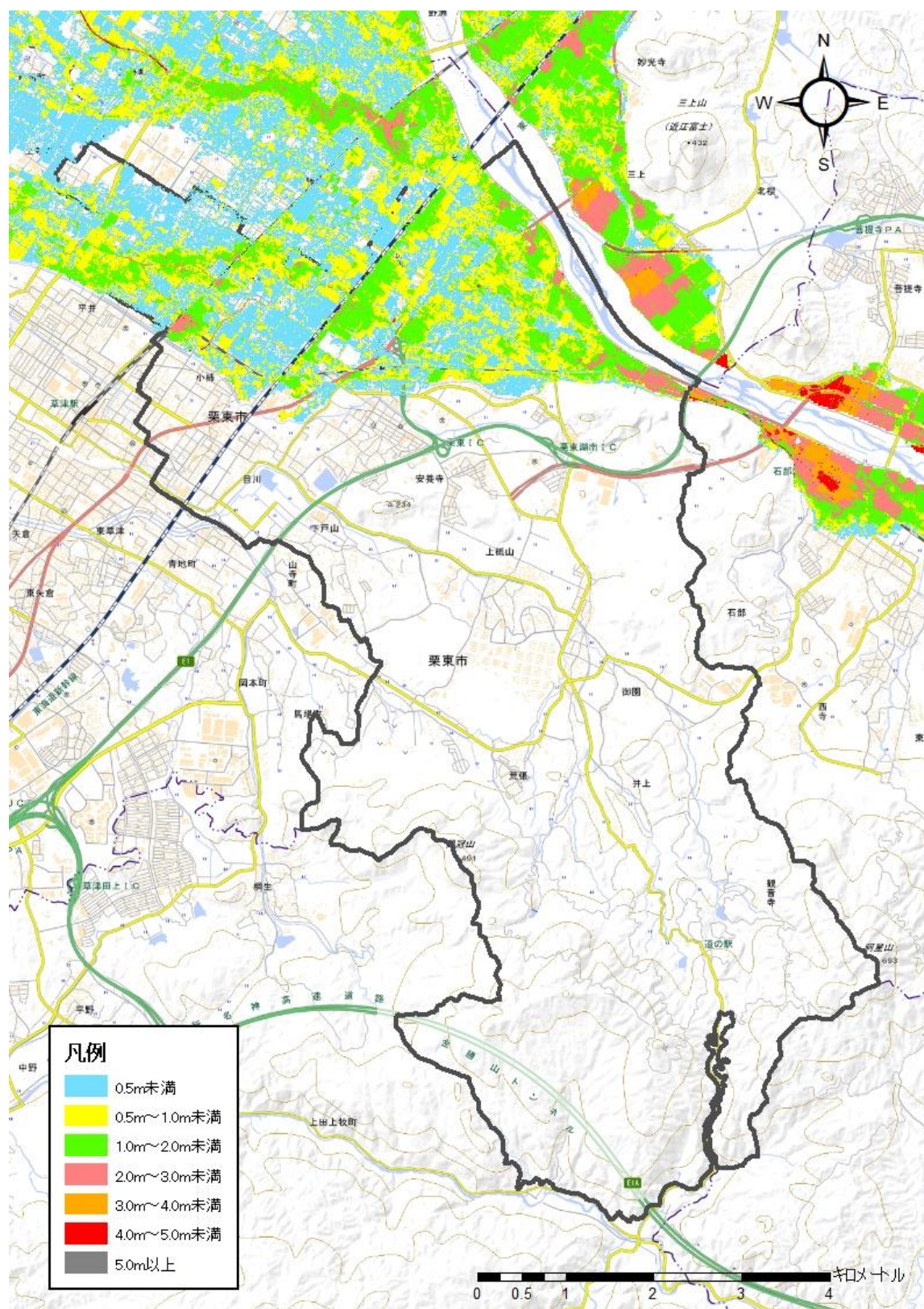
1 避難情報の実施基準

警戒レベル	区分	実施責任者	措 置	実 施 の 基 準
警戒レベル 3	高齢者等避難	市長 (災害対策基本法 56 条)	避難に時間を要する高齢者や要配慮者等へ立退きの準備やその他の措置を通知および警告	○災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき
警戒レベル 4 警戒レベル 5	避難指示 緊急安全確保	市長 (災害対策基本法 60 条)	- 避難のための立ち退きを指示 - 立ち退き先の指示 - 緊急に安全を確保するための措置を指示	○災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき
		知事及びその命を受けた職員 (水防法 29 条) (地すべり等防止法 25 条)	避難のための立ち退きを指示	○洪水、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき
		水防管理者 (水防法 29 条)	避難のための立ち退きを指示	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき
		警察官 (災害対策基本法 61 条) (警察官職務執行法 4 条)	- 避難のための立ち退きの指示警告 - 避難等の措置	○市長が避難のための立ち退きを指示することができないとき ○市長から要求があったとき ○重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、または特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる
		自衛官 (自衛隊法 94 条)	避難について必要な措置	○災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる
		避難指示等にあたっての助言 (災害対策基本法 61 条の 2)	指定行政機関、指定地方行政機関または知事は、避難指示または緊急安全確保等に関する事項について市長から助言を求められた場合には、その所掌事務に関し、必要な助言をする	
		知事による避難指示等の代行 (災害対策基本法 60 条 6 項)	知事は、市長がその全部または大部分の事務を行うことができない時は、避難のため立退きの指示等に関する措置の全部または一部を代行する	
		避難指示等の解除にあたっての助言 (土砂災害防止法 32 条)	国土交通大臣または知事は、避難指示等の解除に関する事項について市長から助言を求められた場合には、必要な助言をする	

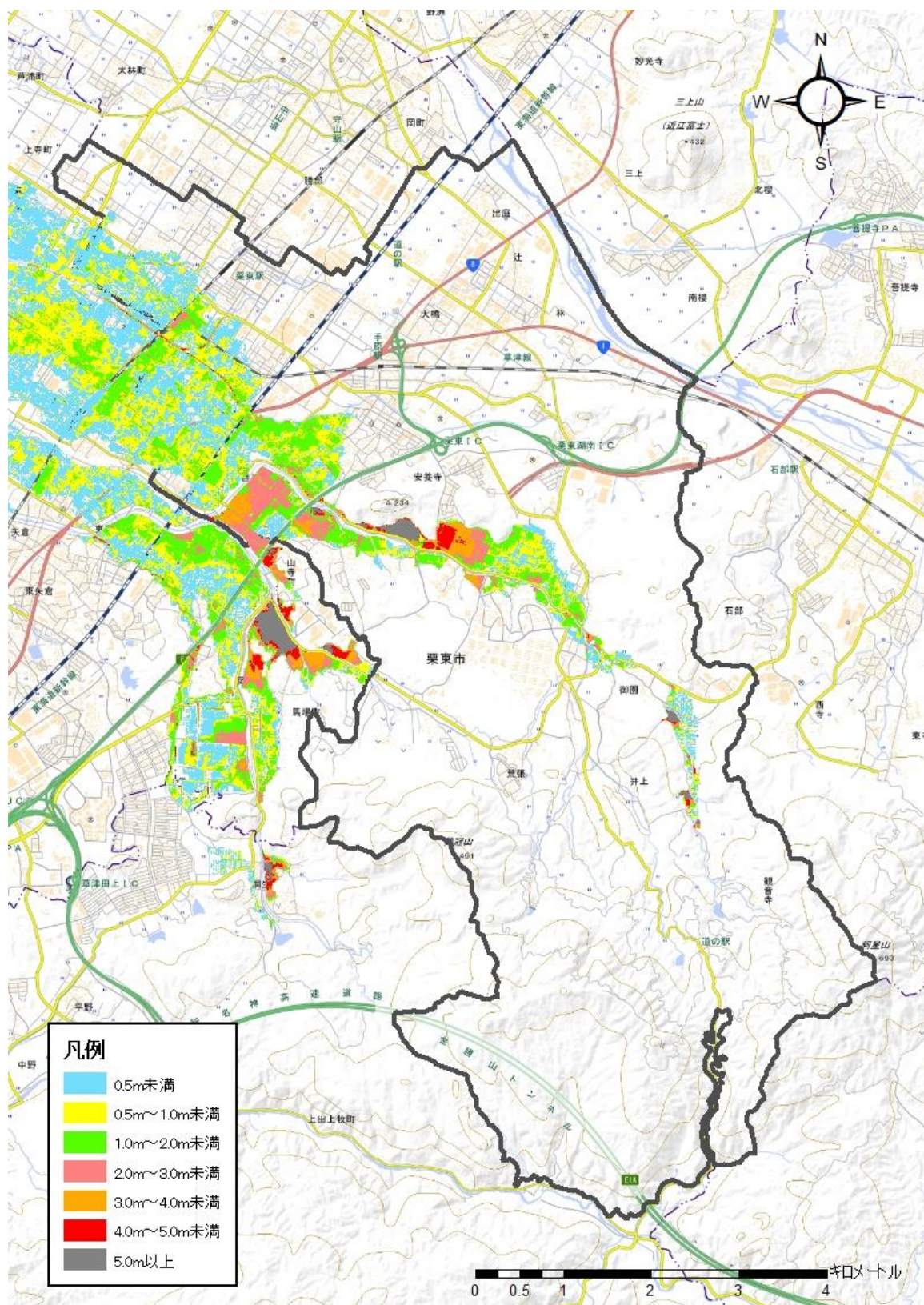
※避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命または身体に危機が及ぶおそれがあると認めるときは、屋内での退避、近傍の堅固な建物への退避など、避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。

2 洪水浸水想定区域

(1) 野洲川下流（想定最大規模）



(2) 草津川（想定最大規模）



3 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害警戒区域（土石流）指定一覧

番号	所在地	区域名	警戒区域		特別警戒区域	
			指定年月日	県告示第号	指定年月日	県告示第号
1	荒張	成谷川支流	3321013	平成 17 年 6 月 22 日	県告示第 642 号	—
2	荒張	成谷川支流	1321002	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 359 号	平成 18 年 3 月 30 日 県告示第 707 号
3	荒張	走井川	1321001	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 362 号	—
4	観音寺	金勝川	1321003	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 363 号	—
5	観音寺	端ヶ谷川	2321006	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 364 号	—
6	観音寺	平谷川	2321007	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 365 号	—
7	荒張	柏谷	3321014	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 366 号	—
8	荒張	美之郷川	2321005	平成 19 年 3 月 16 日	県告示第 128 号	—
9	荒張	円徳川	3321009	平成 19 年 3 月 16 日	県告示第 128 号	平成 19 年 3 月 16 日 県告示第 133 号
10	荒張	雨丸川支流	3321010	平成 19 年 3 月 16 日	県告示第 128 号	平成 19 年 3 月 16 日 県告示第 133 号
11	荒張	雨丸川	3321011	平成 19 年 3 月 16 日	県告示第 128 号	—
12	荒張	細川	3321012	平成 20 年 2 月 12 日	県告示第 63 号	—
13	東坂	心行路川支流	3321016	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日 県告示第 140 号
14	東坂	心行路川	3321017	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日 県告示第 140 号
15	荒張	菖蒲谷	3321008	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	—
16	荒張	穴口川	3321015	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 489 号	平成 21 年 8 月 7 日 県告示第 493 号
17	安養寺	葉山川支流	1342078	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	平成 22 年 2 月 26 日 県告示第 130 号
18	六地藏	葉山川支流	1342077	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	平成 22 年 2 月 26 日 県告示第 130 号
19	安養寺・ 安養寺四丁目	葉山川支流	1208001	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	—
20	安養寺	葉山川支流	1208002	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	—
21	安養寺	葉山川支流	1208003	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	—
22	市伊勢落	中ノ井川支流	2208004	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日 県告示第 137 号
23	伊勢落	中ノ井川支流	3208005	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日 県告示第 137 号
24	小野・上 砥山・安 養寺	金勝川支流	1208006	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	—
25	小野・上 砥山・安 養寺	金勝川支流	2208007	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日 県告示第 137 号
26	御園	金勝川支流	1208008	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	—
27	御園	金勝川支流	1208009	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日 県告示第 137 号
28	上砥山・ 安養寺	金勝川支流	1208010	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	—
29	上砥山	金勝川支流	1208011	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	—
30	上砥山・ 小野	金勝川支流	1208012	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	—
※1	荒張・草 津市馬場 町	菖蒲谷川支流	2208013	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日 県告示第 137 号
31	荒張	菖蒲谷川支流	3208014	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日 県告示第 137 号
32	荒張	美濃郷川支流	3208015	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	—
33	荒張	美濃郷川支流	1208016	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日 県告示第 137 号
34	荒張	美濃郷川支流	1208017	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日 県告示第 137 号
35	荒張	美濃郷川支流	2208018	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	—
36	荒張	墓ヶ谷川	2208019	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	—
37	荒張	成谷川支流	1208020	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日 県告示第 137 号
38	荒張	大岩谷川	2208021	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日 県告示第 137 号

39	観音寺・荒張・大津市上田上大鳥居町	水越川支流	3208022	令和3年2月19日	県告第132号	令和3年2月19日	県告第137号
40	井上	穴口川支流	1208023	令和3年2月19日	県告第132号	令和3年2月19日	県告第137号
41	井上	穴口川支流	1208024	令和3年2月19日	県告第132号	令和3年2月19日	県告第137号
42	井上	穴口川支流	2208025	令和3年2月19日	県告第132号	—	—
43	井上	穴口川支流	2208026	令和3年2月19日	県告第132号	令和3年2月19日	県告第137号
44	井上	穴口川支流	2208027	令和3年2月19日	県告第132号	—	—
—※2	東坂・湖南市石部	宮川支流	1208028	令和3年2月19日	県告第132号	令和3年2月19日	県告第137号
—※2	東坂・湖南市石部	宮川支流	3208029	令和3年2月19日	県告第132号	令和3年2月19日	県告第137号
—※2	東坂・湖南市石部	宮川支流	3208030	令和3年2月19日	県告第132号	令和3年2月19日	県告第137号
—※2	東坂・湖南市石部	宮川支流	3208031	令和3年2月19日	県告第132号	—	—
45	東坂	宮川支流	2208032	令和3年2月19日	県告第132号	令和3年2月19日	県告第137号
46	東坂	金勝川支流	2208033	令和3年2月19日	県告第132号	—	—
47	東坂	金勝川支流	2208034	令和3年2月19日	県告第132号	令和3年2月19日	県告第137号
小計		47箇所					

※1 は草津市で計上、※2 は湖南市で計上

(2) 土砂災害警戒区域(急傾斜地) 指定一覧

番号	所在地	区域名		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	県告示第号	指定年月日	県告示第号
1	荒張	走井	I-2006	平成18年3月30日	県告示第376号	平成18年3月30日	県告示第710号
2	御園	柳原	I-2007	平成18年3月30日	県告示第377号	平成18年3月30日	県告示第711号
3	観音寺	観音寺	I-2002	平成18年3月30日	県告示第378号	平成18年3月30日	県告示第712号
4	観音寺	観音寺-2	I-2746	平成18年3月30日	県告示第379号	平成18年3月30日	県告示第713号
5	荒張	成谷	I-2004	令和3年3月23日	県告示第190号	令和3年3月23日	県告示第203号
6	荒張	荒張	I-2005	平成18年3月30日	県告示第381号	平成18年3月30日	県告示第715号
7	荒張	荒張3号	I-2014	令和3年3月23日	県告示第190号	令和3年3月23日	告示第203号
8	荒張	荒張-5	I-2734	平成18年3月30日	県告示第383号	平成18年3月30日	県告示第717号
9	東坂	東坂	II-2001	平成18年3月30日	県告示第384号	平成18年3月30日	県告示第718号
10	東坂	阿弥陀寺	II-2725	平成18年3月30日	県告示第385号	平成18年3月30日	県告示第719号
11	荒張	走井2号	I-2015	平成18年3月30日	県告示第391号	-	-
12	荒張	走井3号	I-2016	平成19年3月16日	県告示第128号	-	-
13	荒張	走井-3	II-2776	平成19年3月16日	県告示第128号	平成19年3月16日	県告示第133号
14	荒張	荒張-6	II-2739	平成19年3月16日	県告示第128号	平成19年3月16日	県告示第133号
15	荒張	成谷-1	II-2777	平成19年3月16日	県告示第128号	平成19年3月16日	県告示第133号
16	荒張	成谷-2	II-2778	令和3年3月23日	県告示第190号	-	-
17	荒張	荒張-15	III-2708	平成19年3月16日	県告示第128号	平成19年3月16日	県告示第133号
18	荒張	荒張-4	II-2732	平成19年3月16日	県告示第128号	平成19年3月16日	県告示第133号
19	荒張	荒張-9	II-2752	平成19年3月16日	県告示第128号	平成19年3月16日	県告示第133号
20	荒張	荒張-18	III-2781	平成19年3月16日	県告示第128号	平成19年3月16日	県告示第133号
21	観音寺	観音寺-1	II-2745	平成19年3月16日	県告示第128号	平成19年3月16日	県告示第133号
22	荒張	走井-4	III-2787	平成20年2月12日	県告示第63号	平成20年2月12日	県告示第67号
23	荒張	走井-5	II-2788	平成20年2月12日	県告示第63号	平成20年2月12日	県告示第67号
24	荒張	走井-6	II-2789	平成20年2月12日	県告示第63号	平成20年2月12日	県告示第67号
25	荒張	走井-7	II-2790	平成20年2月12日	県告示第63号	平成20年2月12日	県告示第67号
26	荒張	敬恩寺	II-2741	平成20年2月12日	県告示第63号	平成20年2月12日	県告示第67号
27	荒張	片山-1	II-2742	平成20年2月12日	県告示第63号	平成20年2月12日	県告示第67号
28	荒張	荒張-10	II-2753	平成20年2月12日	県告示第63号	平成20年2月12日	県告示第67号
29	荒張	荒張-11	II-2754	平成20年2月12日	県告示第63号	平成20年2月12日	県告示第67号
30	荒張	美之郷-2	II-2791	平成20年2月12日	県告示第63号	平成20年2月12日	県告示第67号
31	荒張	美之郷-3	II-2792	平成20年2月12日	県告示第63号	平成20年2月12日	県告示第67号
32	荒張、御園	美之郷-4	III-2793	平成20年2月12日	県告示第63号	平成20年2月12日	県告示第67号
33	荒張	雨丸-1	III-2794	平成20年2月12日	県告示第63号	平成20年2月12日	県告示第67号
34	荒張	雨丸-2	II-2795	平成20年2月12日	県告示第63号	平成20年2月12日	県告示第67号
35	井上	井上	I-2003	平成21年3月9日	県告示第136号	平成21年3月9日	県告示第140号
36	井上	井上-1	II-2730	平成21年3月9日	県告示第136号	平成21年3月9日	県告示第140号
37	井上	井上-2	II-2733	平成21年3月9日	県告示第136号	平成21年3月9日	県告示第140号
38	井上	井上-3	II-2735	平成21年3月9日	県告示第136号	平成21年3月9日	県告示第140号
39	井上	井上-4	II-2736	平成21年3月9日	県告示第136号	平成21年3月9日	県告示第140号
40	井上	井上-5	II-2738	平成21年3月9日	県告示第136号	平成21年3月9日	県告示第140号
41	東坂・御園	東坂-1	III-2702	平成21年3月9日	県告示第136号	平成21年3月9日	県告示第140号
42	東坂	東坂-2	II-2731	平成21年3月9日	県告示第136号	-	-
43	六地藏	六地藏-1	II-2713	平成21年3月9日	県告示第136号	平成21年3月9日	県告示第140号
44	六地藏	六地藏-2	II-2714	平成21年3月9日	県告示第136号	平成21年3月9日	県告示第140号
45	六地藏	日向山古墳	II-2715	平成21年3月9日	県告示第136号	平成21年3月9日	県告示第140号
46	六地藏	六地藏-3	II-2722	令和3年3月23日	県告示第190号	令和3年3月23日	県告示第203号
47	御園	辻越-1	II-2802	平成21年3月9日	県告示第136号	平成21年3月9日	県告示第140号
48	御園	辻越-2	II-2803	平成21年3月9日	県告示第136号	平成21年3月9日	県告示第140号
49	御園	辻越-3	II-2806	平成21年3月9日	県告示第136号	平成21年3月9日	県告示第140号
50	御園	辻越-4	II-2726	平成21年3月9日	県告示第136号	平成21年3月9日	県告示第140号
51	御園	蔵町-1	II-2804	平成21年3月9日	県告示第136号	平成21年3月9日	県告示第140号

番号	所在地	区域名		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	県告示第号	指定年月日	県告示第号
52	御園	蔵町-2	Ⅱ-2805	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
53	御園	八王子	Ⅱ-2008	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
54	伊勢落	寿泉神社	Ⅱ-2711	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
55	伊勢落	岩上神社	Ⅱ-2712	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
56	観音寺	観音寺-3	Ⅱ-2747	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
57	荒張	美之郷	Ⅱ-2740	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 136 号	平成 21 年 3 月 9 日	県告示第 140 号
58	荒張、草津市山寺町	浅柄野-1	Ⅲ-2706	平成 21 年 3 月 23 日	県告示第 212 号	平成 21 年 3 月 23 日	県告示第 215 号
59	上砥山、小野	上砥山-5	Ⅱ-2807	平成 21 年 3 月 23 日	県告示第 212 号	平成 21 年 3 月 23 日	県告示第 215 号
60	上砥山	日吉神社	Ⅱ-2716	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 489 号	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 493 号
61	上砥山	上砥山-1	Ⅱ-2717	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 489 号	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 493 号
62	上砥山	上砥山-6	Ⅱ-2718	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 489 号	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 493 号
63	下戸山	五百井神社	Ⅱ-2719	令和 3 年 3 月 23 日	県告示第 190 号	令和 3 年 3 月 23 日	県告示第 203 号
64	荒張	片山-2	Ⅱ-2749	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 489 号	-	-
65	安養寺	安養寺-1	I-2810	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 130 号
66	安養寺	安養寺-2	I-2811	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	-	-
67	井上	井上-6	Ⅱ-2812	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 130 号
68	上砥山	上砥山-7	Ⅱ-2813	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 130 号
69	御園	中村-1	I-2815	令和 3 年 3 月 23 日	県告示第 190 号	令和 3 年 3 月 23 日	県告示第 203 号
70	御園	蔵町-3	Ⅱ-2816	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 130 号
71	御園	辻越-5	Ⅱ-2817	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 130 号
72	御園	御園-3	I-2737	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 130 号
73	下戸山	和田古墳	Ⅱ-2818	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 130 号
74	六地藏	六地藏-4	Ⅱ-2819	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 130 号
75	六地藏	六地藏-5	Ⅱ-2820	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 125 号	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 130 号
※3	湖南省市石部・丸山四丁目、東坂	麻田(1)	Ⅲ-3706	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 158 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 174 号
76	下戸山	下戸山(1)	Ⅱ-2856	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	-	-
77	下戸山	下戸山(2)	Ⅱ-2857	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 137 号
78	六地藏	六地藏(6)	Ⅱ-2858	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 137 号
79	小野	小野	Ⅲ-2859	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 137 号
80	御園	御園(4)	Ⅱ-2860	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 137 号
81	御園	辻越(6)	Ⅱ-2861	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 137 号
82	御園	御園(5)	Ⅱ-2862	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	-	-
83	御園	御園(6)	Ⅱ-2863	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	-	-
84	上砥山	上砥山(8)	Ⅱ-2864	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 137 号
85	上砥山	上砥山(9)	Ⅱ-2865	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 137 号
86	上砥山	上砥山(10)	I-2866	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 137 号
87	上砥山	上砥山(11)	Ⅱ-2867	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	-	-
88	荒張・上砥山	御園(7)	Ⅱ-2868	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	-	-
89	荒張	荒張(19)	Ⅱ-2869	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 137 号
90	荒張	ルモンタウン	I-2870	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 137 号
91	荒張	走井(8)	Ⅱ-2871	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	-	-
92	荒張	荒張(20)	Ⅲ-2872	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	-	-
93	井上	井上(7)	Ⅱ-2873	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 137 号
94	東坂	東坂(3)	Ⅱ-2874	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	-	-
95	東坂	東坂(4)	Ⅲ-2875	令和 3 年 2 月 19 日	県告示第 132 号	-	-

番号	所在地	区域名		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	県告示第号	指定年月日	県告示第号
96	観音寺	観音寺(4)	Ⅲ-2876	令和3年2月19日	県告示第132号	令和3年2月19日	県告示第137号
97	観音寺	観音寺(5)	Ⅱ-2877	令和3年2月19日	県告示第132号	令和3年2月19日	県告示第137号
98	観音寺	観音寺(6)	Ⅱ-2878	令和3年2月19日	県告示第132号	令和3年2月19日	県告示第137号
99	観音寺	こんぜの里(1)	Ⅲ-2879	令和3年2月19日	県告示第132号	-	-
100	観音寺	こんぜの里(2)	Ⅱ-2880	令和3年2月19日	県告示第132号	令和3年2月19日	県告示第137号
小計		100箇所					

※3 は湖南市で計上

(3) 土砂災害警戒区域(地すべり) 指定一覧

番号	所在地	区域名		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	県告示第号	指定年月日	県告示第号
1	観音寺	観音寺	4025	平成30年3月30日	県告示第147号	-	-
小計		1箇所					

4 気象予警報の種別および発表基準等

令和7年1月9日現在

発表官署 彦根地方気象台

栗東市	府県予報区		滋賀県	
	一次細分区域		南部	
	市町村等をまとめた地		近江南部	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	16
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	122
	洪水	流域雨量指数基準	金勝川流域=9.3, 葉山川流域=5.8	
		複合基準*1	-	
		指定河川洪水予報 による基準	野洲川下流〔野洲〕, 淀川水系野 洲川上流〔横田橋・水口橋〕	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30cm	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	8	
		土壌雨量指数基準	80	
	洪水	流域雨量指数基準	金勝川流域=7.4, 葉山川流域=4.6	
		複合基準*1	野洲川流域= (6, 25.4), 葉山川流域 = (5, 4.6)	
		指定河川洪水予報 による基準	野洲川下流〔野洲〕	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 40%で、実効湿度 65%		
	なだれ	積雪の深さが 50cm 以上あり次のいずれか ① 2 4 時間降雪の深さが 30cm 以上 ② 日最高気温 10℃以上 ③ 2 4 時間雨量 15mm 以上		
	低温	最低気温-5℃以下*2		
	霜	晩霜期 最低気温 3℃以下		
	着氷			
	着雪	24 時間降雪の深さ：15cm 以上 気温：0℃以上		
記録的短時大雨情報			1 時間雨量	90mm

^{*1} (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

^{*2} 気温は彦根地方気象台の値。

5 情報システムで提供される防災気象情報等

(1) 気象庁が提供する気象情報、気象注意報・警報・特別警報

	項目	説明	主な提供 サイト
気 象 情 報	台風情報	台風が発生したときに発表される。台風の位置や強さ等の実況及び予想が記載されている。台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報をより更新頻度を上げて提供。	気 象 庁 H P
	府県気象情報	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、都道府県別（北海道、沖縄県ではさらに細かい単位）に適時発表される。（全国を対象とする「全般気象情報」、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報」もある。）	
	記録的短時間大雨情報	大雨警報（浸水害）等が発表されている状況で、数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに発表される。	
	早期注意情報	警報級の現象のおそれ（警報発表の可能性）が〔高〕〔中〕2段階で提供される。 警戒レベル1	
気 象 注 意 報 ・ 警 報 ・ 特 別 警 報	大雨注意報	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。注意を呼びかける対象となる災害として、注意報文の本文に、土砂災害、浸水害のいずれかまたは両方が記載されている。警戒レベル2。	
	洪水注意報	河川が増水することにより、災害が起こるおそれがある場合に発表される。（指定河川については、この洪水注意報や警報のほか、河川を特定して水位予測結果を含む指定河川洪水予報も発表される。）警戒レベル2。	
	強風注意報	強風により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。	
	大雨警報	大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	
	洪水警報	河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。（指定河川については、この洪水警報や注意報のほか、河川を特定して水位予測結果を含む指定河川洪水予報も発表される。）	
	暴風警報	暴風により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。	
	大雨特別警報	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報（土砂災害）」「大雨特別警報（浸水害）」「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	
	暴風特別警報	暴風により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。	

(2) 雨量に関する情報

	項目	提供元	説明	発表 間隔	主な提供サイト
地点雨量の把握	アメダス	気象庁	気象庁がアメダスによって観測した雨量	10分毎	気象庁HP
	テレメータ雨量	国土交通省	国土交通省河川事務所等が観測した雨量	10分毎	川の防災情報 市町村向け川の 防災情報
	リアルタイム雨量	国土交通省	国土交通省が保有する情報を集約して提供	10分毎	防災情報提供センター（リアルタイム雨量）
流域雨量	流域平均雨量	国土交通省	河川の流域における平均の雨量	10分毎	市町村向け川の 防災情報
面的な雨量把握	レーダー・降水ナウキャスト	気象庁	現時刻までの5分毎の降水強度分布、及び、60分後まで5分毎の予測降水強度分布を表示したもの	5分毎	気象庁HP
	Cバンドレーダー	国土交通省	レーダー雨量計によって観測した降水強度分布 1kmメッシュで観測	5分毎	川の防災情報 市町村向け川の 防災情報
	XRAIN	国土交通省	レーダー雨量計によって観測した降水強度分布 250mメッシュで観測	1分毎	川の防災情報 市町村向け川の 防災情報
	リアルタイムレーダー	国土交通省	国土交通省の保有するレーダー情報を重ね合わせて提供	5分毎	防災情報提供センター（国土交通省）
	今後の雨（解析雨量・降水短時間予報）	気象庁	現時刻までの前1時間の雨量の分布及び15時間先までの1時間毎の予測雨量分布を表示したもの	10分毎 （実況及び6時間先まで）1時間毎（7～15時間先）	気象庁HP
	雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）	気象庁	30分先までは250mメッシュで、35分先から60分先までは1kmメッシュで、予測雨量、予測降雨強度の分布を表示したもの	5分毎	気象庁HP

(3) 水位に関する情報

項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
河川カメラ画像	国土交通省または県	河川カメラによる河川の画像情報	—	川の防災情報 川の水位情報
テレメータ水位	国土交通省または県	国土交通省河川事務所等が観測した水位	10分毎	川の防災情報 市町村向け川の防災情報
危機管理型水位計水位	国土交通省または県	国土交通省河川事務所等が観測した水位	主に10分毎	川の防災情報 川の水位情報
水位予測	国土交通省	洪水予報河川等の水位の予測が技術的に可能な流域面積が大きい河川について、数時間先までの水位を予測	概ね10分毎	国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）（市町村向け） 市町村向け川の防災情報

(4) 洪水等に関する情報

項目	提供元	説明	発表 間隔	主な提供サイ ト
指定河川洪水予報	国、県	洪水予報河川（水位等の予測が技術的に可能な流域面積が大きい河川）について「現況から数時間先まで」の洪水の危険度を発表するもので、国・都道府県から発表される	－	気象庁HP 川の防災情報 市町村向け川の防災情報 緊急速報メール（国の指定河川洪水予報の氾濫危険情報及び氾濫発生情報）
水位到達情報（河川）	国、県	水位周知河川（流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川）について「現況」の洪水の危険度を発表するもので、国・都道府県から発表される	－	川の防災情報 市町村向け川の防災情報
国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）	国	国管理の洪水予報河川では、水位観測所の水位等に基づき、より短い間隔（200m 毎）での現況水位を推定し、現在の洪水の危険度を表示している	概ね 10分毎	国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）（一般向け、市町村向け）
水位到達情報（下水道）	県、市	内水氾濫危険水位への到達情報を通知及び周知する下水道として指定された下水道において、所定の水位に到達した場合、到達情報等が発表される	－	－
流域雨量指数の6時間先までの予測値	気象庁	水位周知河川及びその他河川を対象として、河川毎に、上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。河川の流域単位での雨量の予測情報（6時間先までの降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算し、指数化した値を、洪水警報・注意報の判断基準と比較することで河川毎の6時間先までの洪水危険度の予測値として色分けした時系列で表示している。水位周知河川及びその他河川において、警戒レベル3 高齢者等避難等の発令の判断に活用できる	10分毎	気象庁HP

項目	提供元	説明	発表 間隔	主な提供サイ ト
洪水警報の 危険度分布 (洪水キキ クル)	気象庁	上流域に降った雨による、水位 周知河川及びその他河川の洪水 発生危険度の高まりを表す面的 分布情報。河川流域に降った 雨による洪水発生危険度の 高まりを5段階に判定した結果を 表示したもの。危険度の判定に は3時間先までの雨量予測に基づ く流域雨量指数の予想を用いて いる。 水位周知河川及びその他河川の 洪水危険度の3時間先までの面的 な把握の参考になる。	10分毎	気象庁HP
大雨警報 (浸水害) の危険度分 布(浸水キ キクル)	気象庁	大雨による浸水発生危険度をあ らわす面的分布情報。1km 四方の領域(メッシュ)毎に、 短時間強雨による浸水発生 危険度の高まりを5段階に判定 した結果を表示したもの。1時間 先までの雨量予測に基づく表面 雨量指数の予想を用いている。	10分毎	気象庁HP
大雨危険度 通知	気象庁 協力の もと、 民間事 業者が 実施	大雨警報や洪水警報の危険度分 布と警報や土砂災害警戒情報等 から判定される市の危険度が高 まったときに、メールやアプリ 等で通知するサービス。気象庁 協力のもと、民間事業者が実 施。	10分毎 (危険度 が変動し たとき)	気象庁HP (取組紹介ペ ージ)

(5) 土砂災害に関する情報

項目	提供元	説明	発表 間隔	主な提供 サイト
大雨警報 (土砂災害) の危険度分布 (土砂キキク ル)	気象庁	1km四方の領域(メッシュ) 毎に、土砂災害の危険度を5 段階に判定したもの。避難に 要する時間を確保するために 2時間先までの雨量予測に基 づく土壌雨量指数の予想を用 いている 留意事項 土砂災害発生危険度を判定 する際、解析雨量を用いてい るが、レーダーの電波が雨雲 以外のものから反射されるこ とが原因で、実際の降水より も遥かに強い降水が狭い範囲 に解析される場合があり、大 雨警報(土砂災害)の危険度 分布でより高い危険度の判定 となることがある。このた め、大雨注意報・大雨警報 (土砂災害)・土砂災害警戒 情報・大雨特別警報(土砂災 害)と合わせて用いること。	10分毎	気象庁HP
土砂災害 危険度情報	県	土砂災害警戒情報の詳細情報 として、大雨による地域の詳 細な土砂災害発生危険性を 知らせるための情報 https://shiga-bousai.jp/dosya/mesh/SoilWarningMesh.php	—	滋賀県土木 防災情報シ ステム
土砂災害 警戒情報	気象庁と 県の共同	大雨警報(土砂災害)等が発 表されている状況で、土砂災 害発生危険度が更に高まっ たときに発表される。	—	気象庁HP
大雨危険度 通知	気象庁協力 のもと、民 間事業者が 実施	大雨警報や洪水警報の危険度 分布と警報や土砂災害警戒情 報等から判定される市の危険 度が高まったときに、メール やアプリ等で通知するサービ ス。気象庁協力のもと、民間 事業者が実施。	10分毎 (危険度 が変動し たとき)	気象庁HP (取組紹介 ページ)

6 洪水・土砂災害の前兆現象チェックリスト

洪水・土砂災害の前兆現象チェックリスト

情報整理担当者 課 氏名

発見者（通報者）

発見者（通報者）連絡先

※該当するチェックボックスに印をつける。

項目	チェックすること
洪水害	☐ 河川管理施設（堤防等）に漏水を確認した。 ☐ 河川管理施設（堤防等）に亀裂を確認した。 ☐ 水位が高く、破堤のおそれがある。 ☐ 破堤を確認した。
土砂災害	☐ 斜面に亀裂を確認した。 ☐ 小石が斜面からばらばらと落ち出した。 ☐ 異常な音、山鳴り、地鳴りが聞こえた。 ☐ 異常な臭い（きな臭い）がした。 ☐ 斜面にはらみが見られた。 ☐ 普段澄んでいる湧き水が濁ってきた。 ☐ 水の吹き出しが見られた。 ☐ 湧き水の急激な増加、あるいは減少・枯渇が認められた。 ☐ 近くで山崩れ、土石流が発生している。 ☐ 立木の裂ける音や巨レキの流れる音が聞こえた。 ☐ 溪流に流木などが混ざっていた。 ☐ 降雨が続いているにもかかわらず、水位が急激に減少し始めた。 ☐ 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず、低下しない。

7 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

(1) 指定緊急避難場所

学区名	番号	名称	所在地	電話番号	災害種		
					洪水害	土砂災害	地震
金勝	1	金勝小学校	御園 911-1	558-0150	○	○	○
	2	金勝こども園	御園 1009-1	558-0250	○	○	○
	3	金勝第2保育園（幼児園）	御園 1028	558-0068	○	○	○
	4	コミュニティセンター金勝	御園 982	558-1100	○	○	○
	5	金勝児童館	御園 983	558-3527	○	○	○
	6	JRA・トレセン厚生会館	御園 1028	558-0459	○	○	○
	7	荒張スポーツ広場	荒張 669	—	—	—	○
治田	8	治田小学校	坊袋 77	552-0449	○*	○	○
	9	治田幼稚園	目川 871-2	552-2756	—	○	○
	10	治田保育園	坊袋 162	552-1079	—	○	○
	11	治田児童館	目川 871-1	551-1431	—	○	○
	12	コミュニティセンター治田	坊袋 161-1	554-0050	○*	○	○
	13	栗東市民体育館	川辺 390-1	553-4321	○*	○	○
	14	豊話学校	川辺 664	552-1380	○*	○	○
治田東	15	栗東中学校	安養寺 6-6-15	552-4359	○*	○	○
	16	治田東小学校	安養寺 147	553-3771	○	—	○
	17	コミュニティセンター治田東	安養寺 205	554-6110	○	○	○
	18	治田東こども園	安養寺 6-7-12	554-0054	○	○	○
	19	学習支援センター	安養寺 3-1-1	551-0145	○*	○	○
	20	栗東市総合福祉保健センター （なごやかセンター）・治田東児童館	安養寺 190	554-6100	○	○	○
治田西	21	治田西小学校	小柿 1-5-21	553-2017	○*	○	○
	22	治田西幼稚園（幼児園）	中沢 1-6-3	553-4641	○*	○	—
	23	治田西保育園（幼児園）	中沢 1-4-22	553-4651	○*	○	—
	24	コミュニティセンター治田西	小柿 5-1-8	553-7633	○*	○	○
	25	治田西スポーツセンター	小柿 1-1-11	554-0169	○*	○	○
	26	栗東市ゆうあいの家（老人福祉センター）・治田西児童館	小柿 1-10-10	554-1004	○*	○	○
葉山東	27	葉山東小学校	小野 320	553-8300	○	○	○
	28	葉山東幼稚園（幼児園）	小野 465-1	553-9102	○	○	○
	29	葉山東保育園（幼児園）	小野 465-1	553-9102	○	○	○
	30	葉山中学校	六地藏 888	554-0030	○*	○	○
	31	葉山東児童館	小野 480-1	552-6149	○	○	○
	32	コミュニティセンター葉山東	六地藏 714-1	553-2566	○	○	○
	33	国際情報高等学校	小野 36	554-0600	○	○	○
	34	栗東高等学校	小野 618	553-3350	○	○	○
葉山	35	葉山小学校	高野 310	552-0018	○*	○	○
	36	葉山幼稚園（幼児園）	高野 289	552-0079	○*	○	○
	37	葉山保育園（幼児園）	高野 289	552-0079	—	○	○
	38	葉山児童館	高野 568-1	553-8796	—	○	○
	39	コミュニティセンター葉山	高野 622-1	553-4911	○*	○	○
	40	栗東市やすらぎの家 （老人福祉センター）	出庭 700-1	554-0606	○*	○	○
	41	野洲川体育館	出庭 2083	553-1006	—	○	○
	42	高野公園	高野 727	—	—	—	○
大宝	43	大宝小学校	縹 7-14-19	552-2279	○*	○	○
	44	大宝こども園	縹 8-16-9	552-1698	○*	○	○
	45	大宝児童館	縹 6-13-10	551-1950	—	○	○
	46	コミュニティセンター大宝	縹 7-9-21	553-1900	○*	○	○
	47	栗東西中学校	縹 4-13-47	553-9101	○*	○	○
	48	大宝公園	縹 7-5-5	—	—	—	○

学区名	番号	名称	所在地	電話番号	災害種		
					洪水害	土砂災害	地震
大宝東	49	栗東芸術文化会館	糺 2-1-28	551-1455	○※	○	○
	50	大宝東小学校	野尻 502-1	551-2300	○※	○	○
	51	大宝カナリヤ保育園	野尻 584	552-2088	—	○	○
大宝西	52	大宝西小学校	霊仙寺 4-2-55	554-1400	○※	○	○
	53	大宝西幼稚園	霊仙寺 5-6-19	553-3788	○※	○	○
	54	大宝西保育園	十里 400	553-6990	○	○	○
	55	コミュニティセンター大宝西	霊仙寺 4-2-63	554-1477	○※	○	○
	56	大宝西児童館	霊仙寺 4-2-66	552-7240	—	○	○
	57	ひだまりの家	十里 399-3	552-1000	○	○	○
	58	十里体育館	十里 405-1	553-1701	○	○	○

※浸水が想定されるときは施設の2階以上を利用

(2) 指定避難所

学区名	番号	名称	所在地	電話番号	備考
金勝	1	金勝小学校	御園 911-1	558-0150	
	2	金勝こども園	御園 1009-1	558-0250	
	3	コミュニティセンター金勝	御園 982	558-1100	
	4	JRA・トレセン厚生会館	御園 1028	558-0459	
治田	5	治田小学校	坊袋 77	552-0449	
	6	コミュニティセンター治田	坊袋 161-1	554-0050	
	7	栗東市民体育館	川辺 390-1	553-4321	
	8	聾話学校	川辺 664	552-1380	
治田東	9	栗東中学校	安養寺 6-6-15	552-4359	
	10	治田東小学校	安養寺 147	553-3771	
	11	コミュニティセンター治田東	安養寺 205	554-6110	
	12	治田東こども園	安養寺 6-7-12	554-0054	
治田西	13	治田西小学校	小柿 1-5-21	553-2017	
	14	コミュニティセンター治田西	小柿 5-1-8	553-7633	
	15	治田西幼稚園（幼児園）	中沢 1-6-3	553-4641	
	16	治田西保育園（幼児園）	中沢 1-4-22	553-4651	
葉山東	17	葉山東小学校	小野 320	553-8300	
	18	葉山東幼稚園（幼児園）	小野 465-1	553-9102	
	19	葉山東保育園（幼児園）	小野 465-1	553-9102	
	20	葉山中学校	六地藏 888	554-0030	
	21	コミュニティセンター葉山東	六地藏 714-1	553-2566	
	22	国際情報高等学校	小野 36	554-0600	
	23	栗東高等学校	小野 618	553-3350	
葉山	24	葉山小学校	高野 310	552-0018	
	25	葉山幼稚園（幼児園）	高野 289	552-0079	
	26	葉山保育園（幼児園）	高野 289	552-0079	
	27	コミュニティセンター葉山	高野 622-1	553-4911	
大宝	28	大宝小学校	糺 7-14-19	552-2279	
	29	コミュニティセンター大宝	糺 7-9-21	553-1900	
	30	栗東西中学校	糺 4-13-47	553-9101	
大宝東	31	栗東芸術文化会館	糺 2-1-28	551-1455	
	32	大宝東小学校	野尻 502-1	551-2300	
大宝西	33	大宝西小学校	霊仙寺 4-2-55	554-1400	
	34	コミュニティセンター大宝西	霊仙寺 4-2-63	554-1477	
	35	ひだまりの家	十里 399-3	552-1000	

8 広報文例

(1) 洪水の場合の避難情報の伝達文の例

1) 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文の例

- 緊急放送！緊急放送！（または、警戒レベル3！警戒レベル3！）
- こちらは、栗東市です。
- 〇〇川が増水し氾濫するおそれがあるため、〇〇地区の洪水浸水想定区域（または河川沿いで浸水のおそれがある〇〇地区）に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
- 〇〇地区にいる高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。
- それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- 特に急激に水位が上昇しやすい中小河川沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。

2) 【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例

- 緊急放送！緊急放送！（または、警戒レベル4！警戒レベル4！）
- こちらは、栗東市です。
- 〇〇川が増水し氾濫するおそれが高まったため、〇〇地区の洪水浸水想定区域（または河川沿いで浸水のおそれがある〇〇地区）に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- 〇〇地区にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。
- ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。

3) 【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文の例

(河川氾濫が切迫している状況)

- 緊急放送！緊急放送！（または、警戒レベル5！警戒レベル5！）
- こちらは、栗東市です。
- 〇〇川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります！
〇〇地区の洪水浸水想定区域（または河川沿いで浸水のおそれがある〇〇地区）に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

(河川氾濫を確認した状況)

- 緊急放送！緊急放送！（または、氾濫発生！氾濫発生！）
- こちらは、栗東市です。
- 〇〇川の水位が〇〇付近で堤防を越え氾濫が発生したため、〇〇地区の洪水浸水想定区域（または河川沿いで浸水のおそれがある〇〇地区）に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。(具体的な災害発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に住民等に伝達することに努める。)

(2) 土砂災害の場合の避難情報の伝達文の例

1) 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文の例

- 緊急放送！緊急放送！（または、警戒レベル3！警戒レベル3！）
- こちらは、栗東市です。
- 土砂災害が発生するおそれがあるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域（または、山裾付近で土砂災害のおそれがある〇〇地区）に対し、警戒レベル3、「高齢者等避難」を発令しました。
- 〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる（または、「ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれがある区域にいる」）高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- 特に崖付近や沢沿いにお住まいの方や、避難経路が通行止めになる恐れがある方は自主的に避難してください。

2) 【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例

- 緊急放送！緊急放送！（または、警戒レベル4！警戒レベル4！）
- こちらは、栗東市です。
- 土砂災害が発生するおそれが高まったため、〇〇地区の土砂災害警戒区域（または、山裾付近で土砂災害のおそれがある〇〇地区）に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- 〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる（または、「ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれがある区域にいる」）方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。

3) 【警戒レベル5】災害発生情報の伝達文の例

（土砂災害発生が切迫している状況）

- 緊急放送！緊急放送！（または、警戒レベル5！警戒レベル5！）
- こちらは、栗東市です。
- 栗東市に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、〇〇地区では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域（または、山裾付近で土砂災害のおそれがある〇〇地区）に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

（土砂災害発生を確認した状況）

- 緊急放送！緊急放送！（または、土砂災害発生！土砂災害発生！）
- こちらは、栗東市です。
- 〇〇地区で土砂災害が発生したため、〇〇地区の土砂災害警戒区域（または、山裾付近で土砂災害のおそれがある〇〇地区）に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。（具体的な災害発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に住民等に伝達することに努める。）

9 災害危険区域に係る要配慮者利用施設

(1) 野洲川洪水浸水想定区域に係る施設

番号	施設名称	所在地	電話番号 (077)	備考
1	葉山保育園	高野 289	552-0079	
2	葉山児童館	高野 568-1	553-8796	
3	大宝児童館	絢六丁目 13-10	551-1950	
4	大宝東児童館	絢二丁目 4-5 ウイングプラザ 2 階	551-2360 551-2370	
5	大宝西児童館	霊仙寺四丁目 2-66	552-7240	
6	葉山学童保育所 うさぎクラブ	高野 568-4	554-4469	
7	大宝学童保育所 たけのこクラブ	絢七丁目 8-3	554-0657	
8	大宝東学童保育所 みつばちクラブ	野尻 502-1	554-0602	
9	大宝西学童保育所 星の子クラブ	霊仙寺四丁目 2-3	554-2460	
10	学童保育所 大宝こだまクラブ	荻原 141	090- 9117- 7967	
11	葉山くじら学童保育所	大橋七丁目 5 番 9 号	598-0528	
12	葉山東くじら学童保育所	大橋七丁目 5 番 9 号	598-0529	
13	学童保育所 三楽キッズクラブ 大宝	絢三丁目 10 番 22 号 グレイシィ栗東ビステージ 1 階	502-0938	
14	社会福祉法人 恩賜財団 済生会 淡海荘 ショートステイ	出庭 6 9 7 - 1	552-1224	
15	栗東なかよし作業所	下鉤 784	552-5413	
16	特定非営利活動法人 くりの木会 くりのみ作業所	高野 190-4	552-0103	
17	おもや	霊仙寺一丁目 3 番 24 号	598-5368	
18	第二くりのみ作業所	辻 415-2	598-6378	
19	ジョブタス 栗東事業所	荻原 113	554-1237	
20	ウェルメント 栗東	霊仙寺 1-5-8	535-9193	
21	ぱびぷべぽん	六地藏 1074 番地 2	585-9472	
22	ウェルメント 栗東 2	辻 594 番地 1	535-9195	
23	短期入所住倉 栗東	十里町 306-1	551-3311	
24	あるきだす	霊仙寺一丁目 3 番 25 号	-	
25	ウェルメント 栗東 3	手原 5 丁目 7 - 2 5	5320-053	
26	アン 栗東	霊仙寺二丁目 8 - 5	553-6500	
27	NPO 法人 街道をいかしたまちづくりの会	手原三丁目 10 番 25 号	552-2923	
28	NPO 法人 チョー栗東元気玉クラブ	高野 568-4	554-1165	
29	NPO 法人 縁活	霊仙寺一丁目 3-24	598-5368	
30	NPO 法人 HUB's	霊仙寺一丁目 3 番 23 号	545-2914	
31	放課後等デイサービス 凜 栗東	野尻 410 番地	599-0083	
32	放課後等デイサービス あんじゅ	高野 568 番地 4	554-1165	
33	放課後等デイサービス ウィズ・ユー 栗東小平井	小平井一丁目 12 番 33 号	552-2286	
34	児童発達支援 ウィズ・ユー 栗東小平井	小平井一丁目 12 番 33 号	552-2286	
35	児童発達支援・放課後等デイサービス ウィズ・ユー 大宝	霊仙寺二丁目 13 番 19 号	585-9344	
36	放課後等デイサービス ウィズ・ユー mirai	霊仙寺三丁目 2-32	596-5670	
37	ヘルパーステーション なないろ	小平井三丁目 2 番 2 7 号 GREENAWAY 1 階	554-2841	
38	ニチイ ケアセンター 栗東	絢七丁目 1 5 番 2 号 ブルースカイビル 2 階	552-8211	
39	田中 ケアサービス 株式会社 栗東支援センター	大橋七丁目 7 番 7 号	552-8913	

番号	施設名称	所在地	電話番号 (077)	備考
40	あうんホームヘルパー栗東	出庭 8 6 2 番地 2	584-5505	
41	ニチイライフケア栗東訪問介護業 所	縄五丁目 1 番 1 5	554-5120	
42	ヘルパーステーション 日昇	縄六丁目 6 番 4 号	599-1528	
43	ヘルパーステーション リヤンド 栗東	栗東市野尻 1 2 1 - 2	551-0455	
44	訪問看護ステーション なないろ	小平井三丁目 2 番 2 7 号 GREENAWAY 1 階	554-2390	
45	あうん訪問看護栗東	手原五丁目 3 番 2 4 号	553-1507	
46	訪問看護ステーションゆうき	下鉤 4 7 7 番地 1 ア ラモード K A 号室	598-0846	
47	訪問看護ステーションかたつむり	下鉤 8 7 0 番地 1 ロ ーレル双樹 3 0 1 号室	596-5237	
48	訪問看護なかさとプラス	北中小路 2 0 - 7 2 階	585-9371	
49	訪問看護ステーションリヤンド (絆) 栗東	野尻 1 2 1 番地 2	551-0566	
50	訪問看護ステーション リハビリ ラボ	高野 3 3 5 サンワ ード 1 0 1	514-8800	
51	介護老人保健施設ケアポート栗東	大橋二丁目 8 番地 2 号	551-2600	
52	デイサービスセンター 悠々	霊仙寺一丁目 1 番 52 号	553-1118	
53	栗東デイサービスセンター	出庭 6 9 7 番地 1	551-1400	
54	栗東市社会福祉協議会 通所介護 事業所「やすらぎ」	出庭 7 0 0 番地 1	554-0606	
55	デイサービス 笑	縄六丁目 8 番 14 号	598-6444	
56	あうんデイサービス栗東	出庭 862 番地 2	554-8137	
57	デイサービスセンター いきいき	縄五丁目 15 番 38 号	553-2800	
58	デイサービスリヤンド栗東	野尻 121 番地 2	551-2105	
59	栗東リハビリテーションセンター ゆたか	北中小路 27 番地 1	553-4605	
60	デイサービス 赤とんぼ	手原六丁目 6 番 35 号	554-2110	
61	デイサービス リハビリサポ ート 結	下鉤 878 番地 1 HAT' s 1 0 1 号室	574-8448	
62	リハビリデイサービス 碧い海	下鉤 1 1 9 5 番地 5 8	535-0505	
63	こびらい生協診療所通所リハビリ テーションひまわり	小平井三丁目 2 番 25 号	551-6115	
64	介護老人保健施設ケアポート栗東	大橋二丁目 8 番 2 号	551-2600	
65	済生会介護老人保健施設ケアポ ート栗東	大橋二丁目 8 番 2 号	551-2600	
66	特別養護老人ホーム淡海荘 ショ ートステイ	出庭 6 9 7 番地 1	552-1224	
67	特別養護老人ホーム はなえみ	上鉤 2 6 5 番地 1	596-5282	
68	(株) 三笑堂 滋賀支店	手原一丁目 5 番 3 6 号	553-6888	
69	田中ビジネスサポート(株) 福祉 事業部 湖南事業所	大橋七丁目 7 番 7 号	552-6992	
70	ダスキンヘルスレント栗東	手原七丁目 6 番 4 号	554-1232	
71	特別養護老人ホーム 淡海荘	出庭 6 9 7 番地 1	552-1224	
72	特別養護老人ホーム はなえみ	上鉤 2 6 5 番地 1	596-5282	
73	介護老人保健施設 ケアポート栗 東	大橋二丁目 8 番 2 号	551-2600	
74	グループホーム大宝の郷	縄八丁目 17 番 54 号	554-7557	
75	グループホームりょうせんの郷	縄五丁目 15 番 38 号	553-5008	
76	ニチイメゾン栗東 (住宅型)	縄五丁目 1 番 15 号	554-5120	
77	エスケア ザ・グランド栗東 (住宅型)	高野 5 6 0 - 1	598-1440	
78	チャーム栗東 (介護型)	野尻 4 4 3 番地	598-5261	

番号	施設名称	所在地	電話番号 (077)	備考
79	リヤンド-絆-大宝	綾八丁目 19 番 31 号	551-0567	
80	リヤンド-絆-栗東	野尻 121 番地 2	551-2101	
81	小規模多機能型居宅介護事業所 済生会なでしこ栗東	出庭 6 9 7 番地 1	551-2803	
82	小規模多機能型居宅介護事業所 心のさと	十里 3 3 0 番地 1	584-4310	
83	大宝西小学校	霊仙寺 188	554-1400	
84	葉山小学校	高野 310	552-0018	
85	大宝小学校	綾 7-14-19	552-2279	
86	大宝東小学校	野尻 502-1	551-2300	
87	栗東西中学校	綾 4-13-47	553-9101	
88	葉山中学校	六地藏 888	554-0030	
89	葉山幼稚園（幼稚園）	高野 289	552-0079	
90	大宝こども園	綾八丁目 16-9	552-1698	
91	大宝西幼稚園	霊仙寺五丁目 6-19	553-3788	

資料：令和 6 年 12 月現在

(2) 土砂災害警戒区域に係る施設

番号	施設名称	所在地	電話番号	備考
1	NPO 法人 ほのぼのハウスまあるい	荒張 297 番地 5	558-2729	
2	治田東小学校	安養寺 147	553-3771	

資料：令和 6 年 12 月現在

10 報告様式

緊急連絡（防災行政）

避難指示等発令情報

（フリガナ）

滋賀県

市・町（第 報）

送付日時

月

日

時

分

1 分類

☐ 新規☐ 地域拡大（

）

☐ 種別変更☐ 高齢者等避難 ⇒ 避難指示☐ 高齢者等避難 ⇒ 緊急安全確保☐ 避難指示 ⇒ 緊急安全確保☐ 解除

2 発令日時

月

日

時

分

3 対象地域・世帯

避難区分 A～C	（フリガナ） 対象地域	（フリガナ） 避難所	対象世帯数	発令の理由 ①～⑤

4 避難区分（上の表に番号を記入）

A 緊急安全確保：命の危険、直ちに安全確保

B 避難指示：対象地域住民のうち危険な場所にいる人は全員避難

C 高齢者等避難：危険な場所から高齢者等は避難

5 発令の理由（上の表に番号を記入）

① 大雨による河川の氾濫の恐れがあるため

（河川名

具体的な状況

）

② 大雨による土砂災害の恐れがあるため

例）〇〇時に氾濫の恐れ

③ 地震による家屋倒壊の恐れがあるため

④ 地震による土砂災害の恐れがあるため

⑤ その他（

）

6 付加情報（特に住民に伝えたい情報など）

